

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-6-30
処分の種類	統括保安検査員の解任命令			
根拠法令条例等・条項	高圧ガス保安法第58条の30の3第2項			
処分の概要	統括保安検査員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定完成検査機関に対し、統括保安検査員を解任すべきことを命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (過去に先例なし、法令の定め以上に設定するのが困難)			
基準の制定根拠				